

計画策定企画書

		企画書提出日	令和4年1月14日	
計画名	青森市地域公共交通計画	計画期間	令和6年度～令和10年度	
		部・課	都市整備部 都市政策課	
上位目的	第5章—第3節—第1項 広域交通の充実 第2項 域内交通の充実			
計画区分	<input type="checkbox"/> I-1 <input checked="" type="checkbox"/> I-2 <input type="checkbox"/> I-3			
策定理由	<p>近年の人口減少の本格化や高齢者の運転免許の返納の増加、運転手不足の深刻化、公共交通の確保、維持するための公的負担の増加等により公共交通の維持が容易ではなくなっている。また、地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、様々な分野で大きな効果をもたらすため、地域公共交通を確保・維持することは地域社会全体の価値を高めることに直結する。このような背景のもと、地域の移動ニーズを踏まえ、地域が自ら交通をデザインしていくことの重要性の高まりを受け、令和2年、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が一部改正され、「地域公共交通計画」の作成や実施が努力義務化された。</p> <p>本市においては、平成30年3月に「青森市地域公共交通網形成計画」を策定しており、令和2年の同法改正後においては地域公共交通計画とみなされている。</p> <p>青森市地域公共交通網形成計画において、計画期間は平成30年度から令和9年度までの10年間としているが社会経済情勢の変化や事業の進捗状況を踏まえて中間年次に見直しを行う旨を定めていること、及び令和2年の同法改正により、見直しに合わせて運行ダイヤや運賃等サービスを総合的にとらえた改善や充実への取り組みや定量的な目標設定、評価方法等の明示化が求められていることから、青森市地域公共交通網形成計画について所要の見直しを行い、青森市地域公共交通計画を策定するものである。</p>			
策定効果	<p>本計画の実施により、地域公共交通の維持・改善が見込まれる。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や社会経済情勢、事業の進捗等現況に応じた取り組みを行う必要がある。</li> <li>・定量的な目標、具体的な評価計画を検討する必要がある。</li> </ul> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・現況に応じた地域公共交通の維持・改善、それに伴う横断的な分野の活性化</li> <li>・定量的な目標及び定期的な評価に基づくPDCAの強化による計画の実効性の向上</li> </ul>			
スケジュール	<p>令和4年度 現行計画の評価、現状・問題点・課題の整理</p> <p>令和5年度 目標・目標達成のための施策・達成状況の評価の検討 計画案の作成、市民意見の反映等 青森市地域公共交通計画策定完了（令和5年度末目標）</p>			
附属機関	設置の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
アンケート	実施時期	年 月	対象者数	人
関連部局				
その他	国の地域間バス支援策である地域公共交通確保維持改善事業等において「地域公共交通計画」への位置づけが補助要件となっている。			

【参考】策定に要する経費・財源（※可能な範囲で記入）

経費	千円	《内訳》
特定財源	千円	《内訳》
一般財源	千円	

## 青森市地域公共交通網形成計画〈概要版〉

策定の  
目的

コンパクトなまちづくりと地域公共交通の連携によって、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進める上で、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするマスタープランとして策定する。

## 位置づけ

・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づいた法定計画  
・市の交通施策を進める上での基本的事項や方向を示す分野別計画

## 計画期間

2018年度(平成30年度)から2027年度(平成39年度)までの10年間(中間年次に必要に応じて見直し)

## 地域公共交通の課題

【課題1】人口減少や都市構造の変化に対応し、将来にわたって公共交通ネットワークを持続させる必要があります。

【課題2】気軽に利用したいと思われる公共交通サービスを提供する必要があります。

【課題3】市民の移動を支え、まちの魅力を支える公共交通を、みんなで守っていく必要があります。

## 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりに向け

## 〈基本理念〉 ひと・まち・くらしをつなぎ、にぎわいを支え続ける公共交通ネットワーク

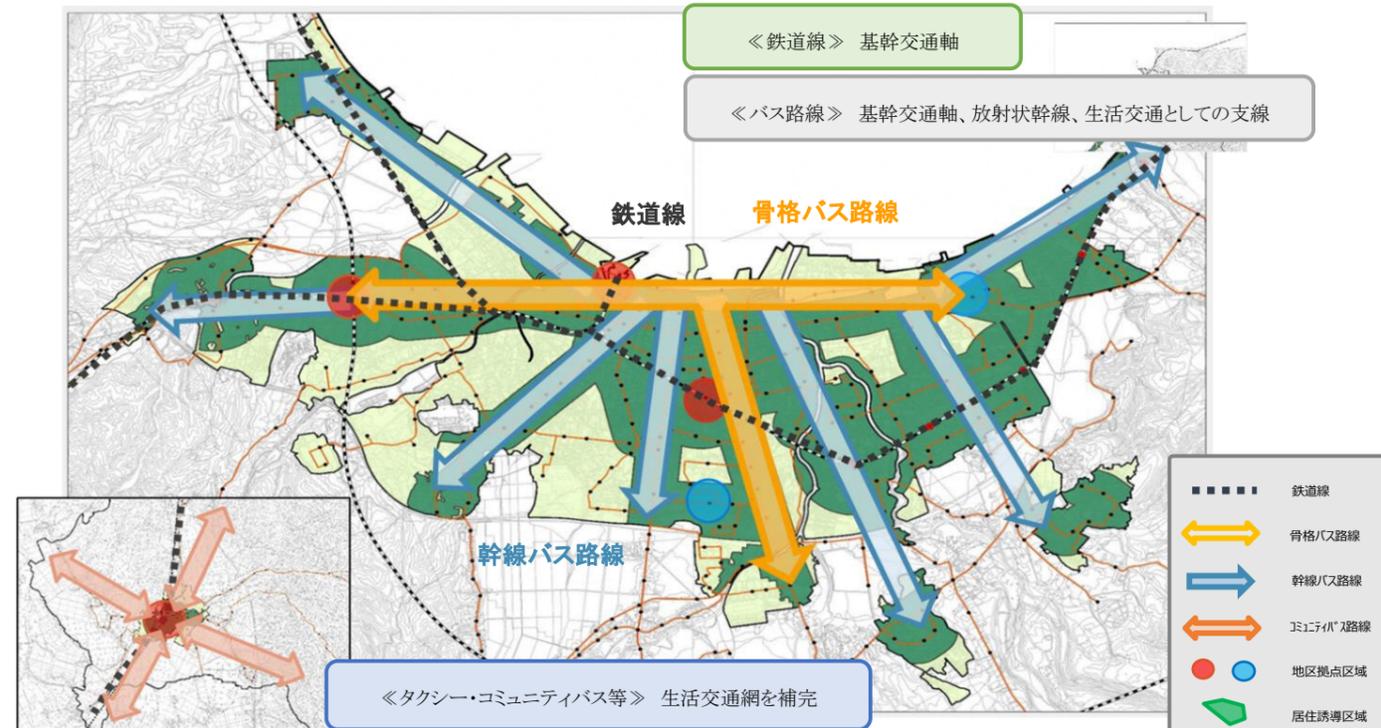
## 公共交通ネットワークの考え方

都市づくりと連携しつつ、交通結節点における交通モード間の連携を強化することで、公共交通機関相互が連続して機能し、面的に、効果的に結ばれた公共交通ネットワークを形成

## 都市内交通ネットワーク

鉄道線や国道4号・7号・103号等をT型に運行するバス路線及び放射状に運行するバス路線について、それぞれの機能・役割を最大限に活かしながら、循環路線も活用しつつ、地区拠点や都市構造に沿った幹線的な公共交通軸を強化した公共交通ネットワークを形成

郊外部については、地域特性や利用状況等を踏まえ、現行のバス路線のほか、多様な公共交通の組み合わせなどによって、将来にわたって日常の暮らしを支える移動機会を確保



## 広域交通ネットワーク

広域交流の拠点となる青森空港・新青森駅・青森港が立地し、国内外とつながる広域交通の要衝となっており、広域交通拠点へのアクセス性を強化した広域交通ネットワークを形成

## 基本方向

## 1 都市構造や社会環境の変化に対応した公共交通ネットワークの形成

地区拠点や都市構造に沿った幹線的な公共交通軸を強化しつつ、多様な交通モードを結節することで、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークを形成します。

## (1) 公共交通軸の強化

《取組》バス路線を骨格線・幹線・支線に区分し、それぞれの役割を整理

## (2) 交通結節機能の強化

《取組》青森駅西口駅前広場・自由通路の整備及びバス・タクシー乗り場等の見直し

## (3) バス路線の段階的な再編

《取組》バス路線・系統の見直し、バスの新興住宅街への乗り入れや乗継便の運行など実証実験の積極的な活用

## (4) 交通モードの組み合わせ

《取組》鉄道駅周辺の市有地や市営バス営業所を活用したパーク&ライドの検討

## 2 わかりやすく、利用しやすい公共交通サービスの提供

利便性や質の向上を図り、誰もがわかりやすく、利用しやすい公共交通サービスを提供します。

## (1) サービスの向上

《取組》冬期バスダイヤの導入やバス専用・優先レーンの遵守など定時性の確保、バス待合所の整備など待合環境の向上、輸送サービスの充実促進など鉄道線の充実、青森駅のバリアフリー化促進や低床バスの導入促進

## (2) 情報提供・案内の充実

《取組》ICTを活用した情報提供の充実検討、わかりやすいバス路線・系統への見直し

## 3 多様な主体と連携し、まちのにぎわいを後押しする公共交通環境の構築

地区拠点へのアクセスや観光振興などまちづくりと連携した取組を進めます。交通事業者・行政・市民が連携し、地域社会全体で公共交通を支えていく環境の構築を目指します。

## (1) まちづくりとの連携

《取組》青森市立地適正化計画に定める土地利用との連携、観光振興など他施策との連携

## (2) 域内外の交流の推進

《取組》広域交通拠点間の連絡性向上、案内情報の多言語表記などインバウンド対策の強化

## (3) 多様な主体との連携

《取組》モビリティ・マネジメントの実施、交通事業者とのパートナーシップによる公共交通ネットワークの形成

1 基本的な考え方

(1) 計画策定の目的・計画区域・計画期間

【目的】

人口減少や少子高齢化の進展などの社会環境の変化に対応しつつ、コンパクトなまちづくりと地域公共交通の連携によって「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進める上で地域にとって望ましい姿を明らかにするため策定するものです。

<主な見直し内容等>

- ▷ 現状調査・分析・評価に基づき、社会経済情勢の変化や各事業における進捗・成果等を踏まえた計画内容の見直し
- ▷ 令和2年の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により追加された必須記載事項の検討

【計画区域】

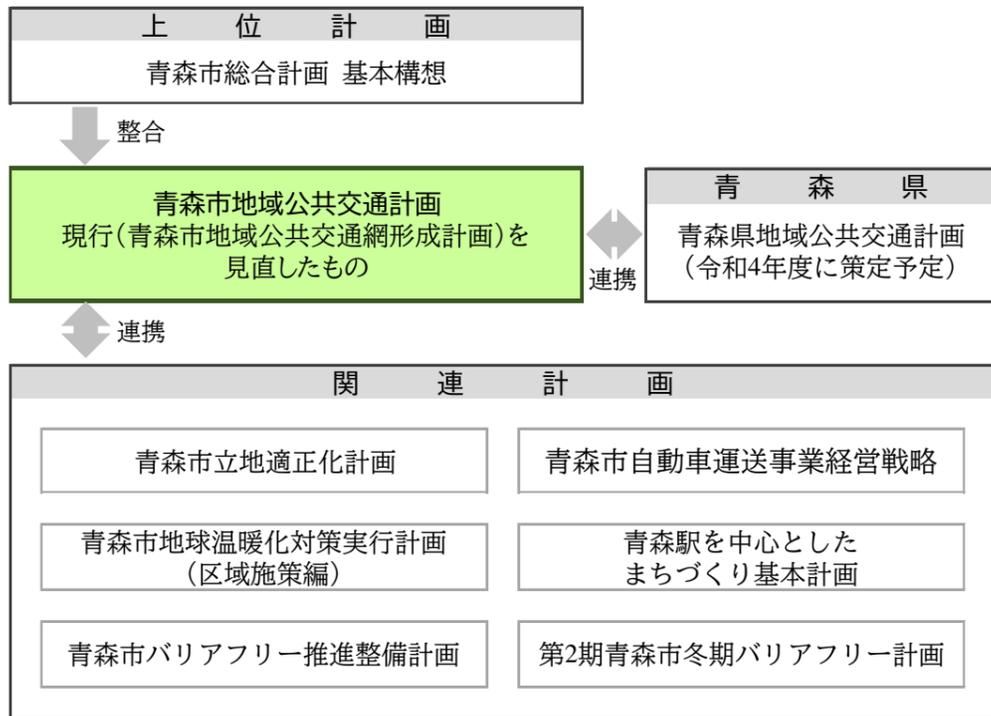
本計画の対象区域は、青森市全域とします。

【計画期間】

令和6年度から令和10年度（5ヶ年）とします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、法第5条第1項の規定による「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画」であり、本市における地域公共交通に係るマスタープランとして、青森市立地適正化計画等と連携し、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするものです。



(3) 本市総合計画 前期基本計画における位置づけ

- 第5章 第3節 第1項 広域交通の充実
- 第2項 域内交通の充実

2 地域公共交通計画とは

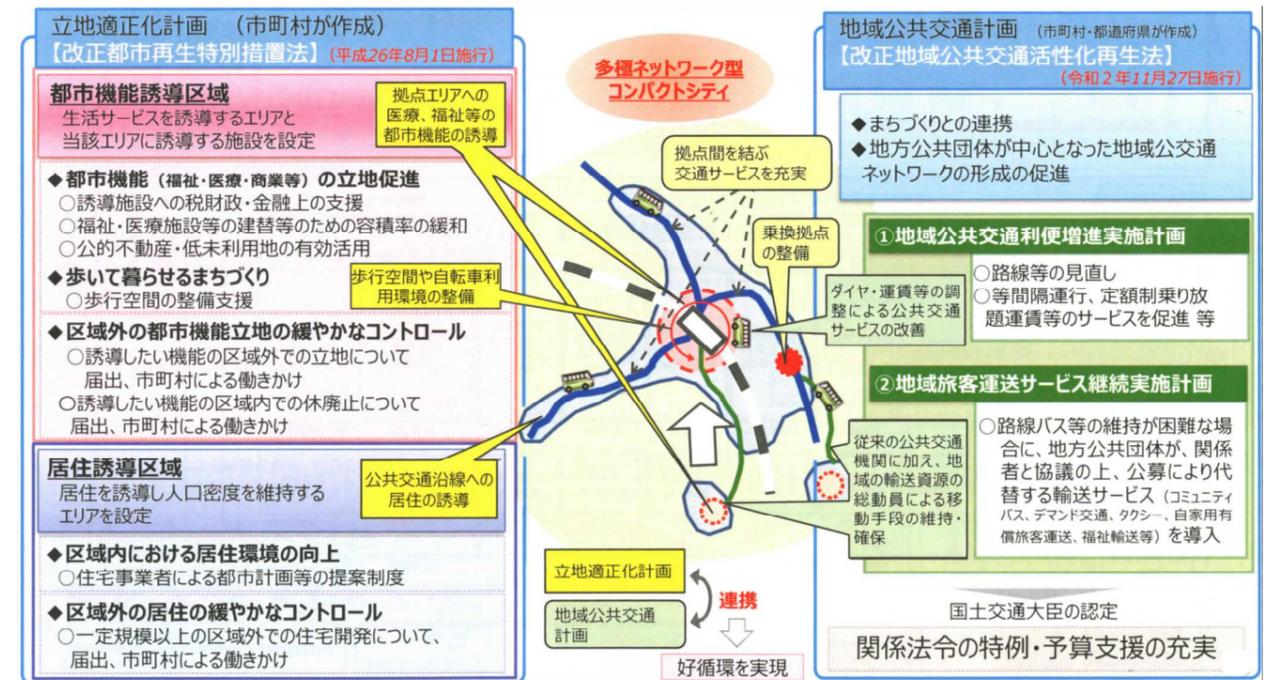
(国土交通省 都市局 地域交通課資料に基づき作成)

(1) 地域公共交通計画の概要

地域の移動手段を確保するために、住民などの移動ニーズにきめ細かく対応できる立場にある市が中心となって、住民や交通事業者などの関係者と協議しながら作成するマスタープランです。

地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり・観光振興、更には、健康福祉・教育・環境等の様々な分野における公的負担額を間接的に軽減している効果（クロスセクター効果）があると考えられています。

地域公共交通計画は、従来の計画に対し対象や内容、位置付け、実効性確保、それぞれの面で拡充させ、新たな計画とすることで、地域交通に関する各種の取組を更に促進していくことを目的としています。



【クロスセクター効果】

	公共交通がなくなったとき必要となる対策	公共交通の役割・効果	公共交通がなくなったとき必要となる対策	
医療	病院までの送迎サービス事業 医療費の増大対策	通院手段 家族の送迎負担軽減 外出することによる健康増進	高齢者の外出手段	福祉
商業	日用品の訪問販売	スーパー等への買い物手段	交通事故の低減	交通安全
教育	スクールバスの運行 市外学校近くでの居住による人口流出対策	通学手段	通勤手段	総務
観光	観光地やイベント会場への送迎バス運行	観光地やイベント会場への移動手段	交通施設周辺地域の活性化 地域ブランド価値の維持向上	まちづくり
建設	道路混雑に対応した道路整備	輸送密度の高い交通手段 (道路負荷の低減)	環境負荷の低減	環境
防災	災害時における市民の移動手段の調達	災害時における移動手段	コミュニケーションの増加	地域

(2) 令和2年法改正の概要

【令和2年法改正の背景と期待される効果】

<背景>

人口減少の本格化、高齢者の運転免許の返納の増加、運転手不足の深刻化、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加等により、公共交通の維持が容易ではなくなってきています。

地域公共交通の確保・維持することは、地域社会全体の価値を高めることに直結し、地域の移動ニーズを踏まえ地域が自ら交通をデザインしていくことの重要性の高まりを受け、改正法が施行されました。

<期待される効果>

地域公共交通計画の策定や利用者数・収支・行政負担額などの定量的な目標の設定、毎年度の評価・分析等が努力義務化され、データに基づくPDCAサイクルが強化されたことにより、計画の実効性が高まることが期待されます。

【地域公共交通計画と従来の計画の違い】

	地域公共交通総合連携計画 (平成19年～)	地域公共交通網形成計画 (平成26年～)	地域公共交通計画 (令和2年～)
計画の対象	・バス交通などの活性化・再生を目的	・公共交通ネットワークの確保・充実	・ダイヤや運賃などを含む総合的なサービスの改善や充実
位置づけ	・市町村が作成可能	・都道府県も作成可能に	・地方公共団体の作成を <b>努力義務化</b>
実効性確保	・可能な限り具体的かつ明確な目標を設定	・原則として計画期間の終了時・計画の見直し時に達成状況の評価	・ <b>定量的な目標</b> の設定や <b>毎年度の評価</b> などの仕組みを制度化 ・定量的なデータに基づくPDCAの取組を強化

(3) 地域公共交通計画に定める主な記載事項 (地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条抜粋)

【必須事項】

- ▷ 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ▷ 計画の目標及び目標値 << 拡充 >>
- ▷ 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- ▷ 計画の達成状況の評価に関する事項 << 新規 >>

【努力義務事項】

- ▷ 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
- ▷ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ▷ 計画に定められた目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項
- ▷ 目標設定に当たり、地域旅客運送サービスについての利用者の数、収支、地域旅客運送サービスの費用に対する国及び地方公共団体の負担に関する金額、その他必要と認める事項について定量的な目標

(4) 策定までの流れ及び策定後のPDCA

【全体の流れ】

地域公共交通計画は、住民や交通事業者のほか、地域の移動に関する関係者等と協議を重ねて作成します。関係者と個別に協議・調整をして合意形成を図ると負担が大きくなるため、関係者が一堂に会する協議組織として協議会を設置できるよう法第6条に定められています。

本市では、平成17年10月から「青森市総合都市交通対策協議会」を設置しています。

